

「家の修理に給付金が使える」という勧誘にご注意!の巻



見守りポイント

- ◎「老朽化部分も給付金で修理できる」 「申請も代行する」と勧誘される トラブルが増えています。
- ◎ 保険金を「給付金」などと言って 公的な補助金と勘違いさせる業者も あります。
- ◎ 保険金が出ても高額な手数料を 請求する手口です。

対 処 方 法

- ◆災害の被害がなければ、 きっぱり断りましょう。
- ◆訪問販売で契約した場合は クーリング・オフできます。
- ◆保険申請は自分でできます。 保険会社に相談しましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073 - 433 - 1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646−0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン四188でもお近くの相談窓口につながります。